

橋本市規則第 41 号

橋本市消防職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 9 月 8 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

橋本市消防職員の特殊勤務手当支給規則(平成 18 年橋本市規則第 183 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後					改正前				
(支給範囲及び手当額) 第 2 条 手当を支給する職員及び支給額は、次表のとおりとする。					(支給範囲及び手当額) 第 2 条 手当を支給する職員及び支給額は、次表のとおりとする。				
種類	該当者	支給区分	金額	備考	種類	該当者	支給区分	金額	備考
機関部作業手当	略	略	略	略	機関部作業手当	略	略	略	略
夜間特殊業務手当	略	略	略	略	夜間特殊業務手当	略	略	略	略
火災等非常出動手当	略	略	略	略	火災等非常出動手当	略	略	略	略
救急救命士手当	略	略	略	略	救急救命士手当	略	略	略	略
救急出動手当	略	略	略	略	救急出動手当	略	略	略	略
防災航空隊手当	略	略	略	略	防災航空隊手当	略	略	略	略
防疫等作業手当	略	略	略	略	防疫等作業手当	略	略	略	略
緊急消防援助隊手当	消防吏員	日額 (1 日)	2,160 円	緊急消防援助隊の業務に従事する者					

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。